

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	防災・安全交付金事業 西2丁目線地下自転車等駐車場エレベーター設置検討業務
発注課	建) 土木部工事課
選定事業者	パシフィックコンサルタンツ株式会社北海道支社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>現在、施工を進めている西2丁目線地下自転車等駐車場（以下「地下駐輪場」という。）は、北電管路の下に建設されるため、地下1階がGL-約9m、地下2階がGL-約13mと大変深い施設となっている。</p> <p>このため、地下駐輪場の供用に当たっては、自転車や原動機付自転車を支えながらスロープを昇り降りすることに困難を感じる利用者が、地下駐輪場の利用を敬遠するなど、歩道上の放置自転車の解消が図られないという懸念が、当初から上がっており、エレベーターの設置について沿道ビルとの合築という手法で関係権利者等と協議を進めていたが、沿道ビルとのエレベーター合築は見込めない状況となったことから、本市として、歩道上にエレベーターを設置する方針となった。</p> <p>現時点での工程等を踏まえ、地下駐輪場とエレベーターを同時施工することで経費を低く抑えることができ、かつ、工程への影響を最小限に抑えることができること、地下駐輪場の供用開始に合わせて同時にエレベーターの利用が可能となることから、当初の整備内容を変更し、来年の躯体本体の施工開始前までに、修正検討を行わなければならない。加えて、「西2丁目線地下自転車等駐車場整備工事」はすでに2019年3月まで1年7ヶ月の工期延期を行っており、これ以上の工期延期を避けるためにも、本修正検討は急務となっている。</p> <p>このため、平成26年度に「西2丁目線地下自転車等駐車場実施設計」を行い、施設固有の設計内容に精通しているとともに、現在「西2丁目線地下自転車等駐車場工事監督支援業務」を受注し、現場の進捗状況も把握している上記業者を契約の相手方とし、工期短縮を図ることが必須となる。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
決定日	平成30年8月28日